

資料 3 - 2

有機畜産物の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機畜産物の生産の原則）

第2条 有機畜産物の生産の原則は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、家畜排せつ物由来の堆肥の施用等により環境への負荷をできる限り低減して生産された有機飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求を尊重して飼育された家畜又は家きんより生産されることとする。

（定義）

第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
家畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。
有機流通飼料等	有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）、有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）、有機農産物飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示〇号、以下「飼料の規格」という。） 有機加工飼料の日本農林規格又は本日本農林規格による格付の表示が付されている飼料もの （乳以外の畜産物及び乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）をいう。
有機畜産物自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が自ら生産生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、 有機農産物飼料の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第43条に規定する有機飼料用農産物又は有機加工飼料の日本農林同規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第4条の基準に適合するもの及び有機流通飼料をいう。
野外の飼育場	ほ場等及び野外の運動場をいう（牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、ほ場等が伴うもの、あひる及びかもにあつては、水田、小川、池又は湖が伴うものに限る。）。
ほ場等	ほ場及び採草放牧地をいう。
採草放牧地	ほ場以外の土地であつて、 主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
野外の運動場	主に家畜及び家きんを運動させる目的で利用される土地であつて、家畜又は家

	きんが掘り起こすことができるものをいう。
使用禁止資材	肥料及び 一 土壌改良資材（別表 1 に掲げるものを除く）、又は農薬（別表 1 及び別表 2 に掲げるものを除く。）並びに土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。
平均採食量	別表 3 の左欄に掲げる家畜 一頭 又は家きんの種類ごとに定めた 当たり 1 日当たり乾物重量換算で、 同表の右欄に掲げる飼料の 採食量をいう。
有機畜産物	次条の基準を満たす方法により生産された畜産物をいう。

（生産の方法についての基準）

第 4 条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
飼養施設の条件	1 畜舎は、次の(1)から(8)までのに掲げる基準を満たしているものであること。 (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具及び又は設備を備えており、適切に清掃、消毒されていること。 (4) 別表 4 に掲げる薬剤以外の薬剤ものを清掃又は消毒に使用しないこと。 (5) 床が平坦でかつ滑らない構造であること。 (6) スノコ又は及び格子構造が、畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積の半分以上であること。 (7) 家畜が横臥することができ、かつ床面が敷き料がしかれた状態でいるか又は土の状態である清潔で乾いた休息場所を有すること。 (8) 別表 5 の左欄に掲げる家畜に係る畜舎にあつては、家畜一1 頭当たり同表の右欄に掲げる面積以上の面積を有すること。 2 家きん舎は、次の(1)から(6)までのに掲げる基準を満たしているものであること。 (1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。 (2) 適度に温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。 (3) 清掃及び消毒に必要な器具及び又は設備を備えており、適切に清掃、消毒されていること。

- (4) 別表 4 に掲げる薬剤以外の薬剤ものを清掃又は消毒に使用しないこと。
- (5) 種の特性及び群の大きさに釣り合った対して適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。
- (6) 28 日齢以降の家きんに係る家きん舎にあっては、1 羽当たり 0.1 m^2 以上の面積を有すること。
- 3 野外の飼育場は、次の(1)から(109)までのに掲げる基準を満たしているものであること。
- (1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように明確に区分か必要な措置が講じられていること。
- ~~(2) 水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。~~
- (32) 家畜（豚を除く。(43)において同じ。）に係る野外の飼育場にあつては、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。
- ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間
- イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間
- ウ 多年生作物又は牧草以外の作物を栽培しているほ場にあつては種の前々2年以上の間
- エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間
- (43) (32)の規定にかかわらず、有機流通飼料等並びに飼料の給与の項基準の1の(2)及び(3)に規定する飼料の給与合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満であり、ほ場等が当該家畜に係る畜舎と同一の農場内にある場合（当該家畜に係る畜舎がない場合を含む。）にあつては、使用禁止資材を使用していないこと。ただし、当該ほ場等において使用禁止資材の使用をやめた日から起算して2年間以上経過した場合に限り、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができる。
- (54) 豚又は家きんに係る野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材を使用していないこと。
- (65) 組換えDNA技術~~（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によつて、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。以下同じ。）~~を用いて生産された種苗がは種又は植付けられていないこと。
- (76) 別表 6 の左欄に掲げる家畜に係る野外の飼育場にあつては、家畜＝1頭当たり同表の右欄に掲げる面積以上の面積を有すること。
- (87) 28 日齢以降の家きんに係る野外の飼育場にあつては、1 羽当たり 0.1 m^2 以上の面積を有すること。
- (98) 28 日齢以降のかもに係る水田にあつては、1 羽当たり3分の1~~＝アール~~以上の面積を有すること。
- (109) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び温度を避けることのできる

	施設を有していること。
飼養の対象となる家畜 又は家きん	1 家畜にあつては、出産前に6カ月以上有機飼育（飼養施設の条件の基準、飼料の給与の基準、一般管理の基準及び健康管理の基準を満たす飼育方法をいう。以下同じ。）された母親の子供であつて、誕生のときから有機飼育されたものであること。 2 家きんにあつては、孵化のときから有機飼育されたものであること。 3 1及び2に掲げるもののほか、新たに有機畜産物の生産を開始する場合にあつては、有機畜産物の生産を開始する以前から有機畜産物の生産に係る農場に存在した家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。ただし、別表7に掲げる期間以上の期間有機飼育されたものに限り有機畜産物の生産に用いることができる。 4 1、2及び3に掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。ただし、別表7に掲げる期間以上の期間有機飼育されたものに限り有機畜産物の生産に用いることができる。 (1) 更新（一事業年度において、<u>その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を3で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とすることをいう。</u>）であつて、別表8に掲げる基準を満たす家畜又は家きん (2) <u>別表9に掲げる基準を満たす家畜又は家きんであつて以下の要件のいずれかに該当するもの</u> ① <u>新たに畜産を開始する場合</u> ② <u>新たな畜種若しくは家きん種の飼育をはじめる場合</u> ③ <u>又は有機畜産物の生産を目的として飼育している家畜若しくは家きんの30%以上の頭羽数の家畜若しくは家きんを新たに飼育の対象とする場合にあつては、別表9に掲げる基準を満たす家畜又は家きん</u> (3) 災害又は疾病により家畜又は家きんの25%以上を失った場合にあつては、災害又は疾病により失われた頭羽数以下の家畜又は家きん (4) (1)から(3)に掲げる家畜の子畜
飼料の給与	1 次の(1)から(4)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。 (1) <u>有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料</u>（ただし、<u>有機農産物飼料の日本農林規格第5条第2項、有機加工飼料の日本農林規格第5条第2項、有機農産物の日本農林規格第5条又は有機加工食品の日本農林規格第5条の規定により「転換期間中」と表示された飼料も</u>の家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で全有機流通飼料等の30%以下とする。） (2) 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する物質<u>も</u>であつて、飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼

料添加物をいう。以下同じ。)のうち無機塩類の補給を目的とする物質(ただし、通常の方法によっては天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する当該飼料添加物の入手が困難な場合にあつては、当該天然物質又は天然物質に由来する物質に類似する物質(天然物質又は化学的処理を行なっていない天然物質に由来するものに限る。))を給与することができる。)

(3) 蚕のさなぎ粉(放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、(1)に掲げる飼料の乾物重量換算で5%以下の重量のものに限る。)

(4) は育期間中の家畜にあつては、母乳又は6カ月以上有機飼育されている同種の家畜の雌の乳(ただし、これが困難な場合にあつては、6カ月以上有機飼育されているその他の種家畜の雌の乳を給与することができる。)

2 1の規定にかかわらず、有機流通飼料等並びに1の(2)及び(3)に規定する飼料の給与合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあつては、給餌する家畜に係る畜舎と同一農場内のほ場等であつて、次の(1)及び(2)からいずれかに掲げる基準を満たすもののほ場等において生産された農産物飼料を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。ただし、次の(1)及び(2)からいずれかに掲げる基準を満たした日から起算して2年以上経過した場合に限り、当該飼料を給与された家畜を有機畜産物の生産に用いることができる。

(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように明確に区分き必要な措置が講じられていること。

~~イ 水田にあつてはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。~~

(2) 有機農産物飼料の日本農林規格第4条の表中ほ場等における肥培管理の基準、ほ場には種する種子又は植え付ける種苗等の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び一般管理の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準を満たしていること。

3 1及び2の規定にかかわらず、予見することができない厳しい天災又は人災の結果として有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合にあつては、一定の期間に限り、1及び2に規定する飼料以外の飼料(組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質及び合成抗菌剤を含まない飼料に限る。)を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。

4 牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満(肉を生産することを目的として飼育する牛又は馬にあつては90%未満)であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつてはこの限りでない。

(1) は育期間

(2) 乳用牛又は乳用山羊にあつては搾乳を開始してから最初の3カ月間

	(3) 肥育の最終期間（3カ月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。以下同じ。）
一般管理	1 家畜及び家きんが、野外の飼育場（あひる及びかもが利用する野外の飼育場にあつては、水田、小川、池又は湖が伴うもの、牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、ほ場等が伴うものに限る。以下同じ。）に自由に入出りが可能であること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあつては、この限りでない。 2 1にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入出りさせずに飼育することができる。 (1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの入出りが困難である期間 (2) 牛にあつては、誕生から2カ月又は離乳後7日を経過する日まで のいずれか長い期間 (3) 雌牛にあつては、妊娠8カ月から分娩までの期間 (4) 豚にあつては、誕生から離乳するまでの期間 (5) 雌豚にあつては、妊娠3カ月から出産した子豚の離乳までの期間 (6) 肥育の最終期間 (7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間 (8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間 (9) 法律（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で家畜又は家きんの野外への入出りが禁止された期間及び農林水産大臣、<u>農場飼養施設</u>の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長より文書により家畜又は家きんの野外への入出りを制限するよう要請された期間 3 <u>家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期にできる限り家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(3)までに掲げる処置を行う場合を除き、家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。</u> (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置 (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置 (3) 外科的去勢 4 採卵鶏にあつては、人工照明により日長を延長する場合にあつては、日長時間が1日当たり16時間以内であること。 5 <u>以下の次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。</u> (1) 受精卵移植技術 (2) ホルモンを用いた繁殖技術 (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術 6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理すること。 7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使

	用しないこと。 8 と畜は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行われること。 9 搾乳する場合には、搾乳に用いる施設及び器具が清潔であり、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表 4 に掲げる薬剤以外の薬剤も<u>を</u>使用していないこと。 10 有機飼育されていない家畜又は家きんと接触しないこと。
健康管理	1 家畜又は家きんに応じた適切な飼養管理の実施による<u>抗病性病気に</u>対する<u>抵抗力</u>の強化及び感染予防により疾病を予防していること。 2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若く<u>は</u>管理方法がない場合<u>又は若しくは</u>法律で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品（薬事法（昭和 35 年法第 145 号）第 83 条第 1 項に規定する動物用医薬品であつてビタミン及び無機塩類以外のものをいう。以下同じ。）を使用しないこと。 3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。 4 要診察医薬品（薬事法第 44 条第 1 項に規定する毒薬、同条第 2 項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和 24 年農林水産省令第 93 号）第 10 条の 5 で定める医薬品をいう。以下同じ。）又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる期間にあつては、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。 (1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和 55 年農林水産省令第 42 号）別表第 1 及び別表第 2 の医薬品の欄に掲げる医薬品も<u>を</u>にあつては、それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の 2 倍の期間 (2) (1)に規定する医薬品以外の医薬品にあつては、食用に供するためにと殺し、搾乳し、若しくは採卵する前 48 時間又は薬事法第 14 条第 1 項、第 14 条第 9 項、第 14 条の 4 及び第 14 条の 6 <u>（同法第 23 条による準用を含む。）</u>に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてから食用に供するためにと殺し、搾乳し、又は採卵するまでの期間をいう。）の 2 倍のいずれか長い期間 5 成長の促進を目的とした物質（飼料を除く。）を給与しないこと。
解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては、飼養施設の条件の基準、飼養の対象となる家畜又は家きんの基準、飼料の給与の基準、一般管理の基準及び健康管理の基準（以下「飼養施設の条件等の基準」という。以下同じ。）に従って生産された畜産物以外の畜産物が混合入しないように管理されていること。 2 解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程における有害動

	植物の防除又は品質の保持改善は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（<u>使用する微生物等は組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く以外のものに限る。</u>）によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合に<u>あつては、有害動植物の防除に使用される資材として別表2に掲げる農薬及び有機加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）別表2に掲げる薬剤のみが、及び畜産物の品質の保持改善に使用する資材として別表10に掲げる調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質を添加していないもの限り、組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。</u>）。 3 放射線照射が行われていないこと。 4 飼養施設の条件等の基準及び<u>その項1から3までの基準に従って生産された畜産物が、動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤資材により汚染されないように管理されていること。</u>
--	--

（有機畜産物の名称の表示）

第5条 有機畜産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機畜産物」 (2) 「有機生産畜産物」 (3) 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇（有機畜産物）」 (4) 「有機生産畜産物〇〇」又は「〇〇（有機生産畜産物）」 (5) 「有機生産〇〇」又は「〇〇（有機生産）」 (6) 「有機畜産〇〇」又は「〇〇（有機畜産）」 (7) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (8) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 （注）「〇〇」には、その一般的な畜産物の名称を記載すること。

附則

- この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- この告示の公布の日から起算して5年を経過する日までの間に限りまでは、別表7中乳を生産することを目的として飼育する牛及び山羊の基準は、90日間とする。
- この告示の公布の日から起算して5年を経過するまでの間に限りは、別表8は、次の表のとおり読み替えるものとする。

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的	12カ月齢未満であつて、次のアからクまでのいずれかであること。

として飼育する牛	ア 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの イ 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの ウ 無角和種であって体重が300kg以下のもの エ 日本短角種であって体重が300kg以下のもの オ アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの カ 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの キ ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの ク 上記アからキに該当しない肥育用の牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数（ <u>直近の過去5年間の各5事業年度の各期</u> 首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。）の10%未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の10%未満の頭数であって未経産であること。
肉を生産することを目的として飼育する馬	12カ月齢未満であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌馬	一事業年度に平均経産頭数の5%未満の頭数であって未経産であること。
めん羊及び肉を生産することを目的として飼育する山羊	5カ月齢未満であること。
乳を生産することを目的として飼育する雌山羊	一事業年度に平均経産頭数の10%未満の頭数であって未経産であること。
肉を生産することを目的として飼育する豚	4カ月齢未満であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌豚	一事業年度に平均経産頭数の20%未満の頭数であって未経産であること。
肉を生産することを目的として飼育する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼育する家きん	18週齢未満であること。

- 4 この告示の公布の日から起算して5年を経過する日までの間には、第4条の表中飼料の給与の項基準の1及び2に規定する飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含まない飼料に限る。）を、乾物重量換算で、牛、めん羊又は山羊にあっては平均採食量から同項基準の1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の15%まで、馬、豚又は家きんにあっては平均採食量から同項基準の1の(2)及び(3)に規定する飼料の重量を除いた重量の20%まで給与することができる。

別表1（第4条関係）

肥料又は土壌改良材	基 準
飼料作物及び農産物並びにそれらの残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
植物及びその残さ由来の資材	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家きん排せつ物に由来する堆肥及び液状きう肥	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
排せつ物を発酵、乾燥又は焼成した資材	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品及び繊維産業からの有機質副産物由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品を加工した資材	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
食品廃棄物を発酵した資材	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
魚かす堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。

硫酸加里	天然鉍石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リン サホ に換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	にがりを経結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉍石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉍石を粉碎したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ＝化学的に合成された物質を添加していないものであること＝
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	マンガン、ほう素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するで微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（ <u>土壌改良資材として使用する場合は、育苗用土として使用する場合に限る。</u> ）で、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩基性スラグ	
鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。

よう焼成せりん肥	ること。 天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するもので、 化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩化ナトリウム	採掘若しくは海水から化学的方法によらず生産したもの の をた塩であること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リン サ に換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
上記の資材によつては、 <u>土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができるその他</u> の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物も の (生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物も の (生物を含む。)であつて、天然物質又は 化学的处理を行なっていない天然物質に由来するもの(天然物質を燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに天然物質から化学的な方法によらずに製造されたもの)に限り、る。 で組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。)であり、かつ病害虫の防除効果を有しないことが客観的に明らかなもの 化学的に合成された物質を添加していないものであること。

(注) 製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る。

別表2 (第4条関係)

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであつて、 る こと。共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
デサヌ乳剤	
デサヌ粉	
デサヌ粉剤	
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
大豆レシチン・マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	

<u>硫黄・大豆レシチン水和剤</u> <u>石灰硫黄合剤</u> シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素^{くん}蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢	ボルドー剤調製用に限ること。 ボルドー剤調製用に限ること。 <u>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</u> 展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 <u>カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。</u> 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。
--	---

(注) 組換えDNA技術を用いずに製造されたものに限る。

別表 3 (第 4 条関係)

家畜又は家きんの種類	飼育期間	
	種 別	1日あたり 平均採食量 (kg)
肉を生産することを目的として飼育する牛	10カ月齢未満	4.1 kg
	10カ月齢以上	8.1 kg
	繁殖の用に供している雌	7.0 kg
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	10カ月齢未満	5.6 kg
	10カ月齢以上泌乳開始まで	9.0 kg
	泌乳中の牛	21.0 kg
	泌乳していない経産牛	9.2 kg

馬	1 2 カ月 齡未満	1 2 . 4 kg
	2 4 カ月 齡未満	1 4 . 4 kg
	2 4 カ月 齡以上	1 7 . 3 kg
	繁殖の用に供している雌	1 9 . 2 kg
めん羊		1 . 9 kg
	繁殖の用に供している雌	1 . 7 kg
山羊		1 . 1 kg
	繁殖の用に供している雌	2 . 5 kg
豚	3 カ月 齡未満	1 . 1 kg
	5 カ月 齡未満	2 . 2 kg
	5 カ月 齡以上	3 . 1 kg
肉を生産することを目的として飼育する鶏	4 週 齡未満	4 2 g
	4 週 齡以上	1 3 9 g
卵を生産することを目的として飼育する鶏	9 週 齡未満	2 7 g
	9 週 齡以上であって採卵開始まで	5 4 g
	採卵開始以降	9 0 g
うずら		1 8 g
あひる及びかも	6 週 齡未満	1 0 8 g
	6 週 齡以上	1 8 0 g

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表 4 (第 4 条関係)

石けん
石灰乳
消石灰
生石灰
アルコール類
フェノール類
オルソ剤
ヨウ素剤
ホルムアルデヒド
グルタルアルデヒド

クロルヘキシジン
 逆性石けん
 両性石けん
 塩素剤
 過酸化水素水
 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム
 搾乳施設のための洗浄及び消毒製品
 炭酸ナトリウム
 その他の植物由来製品

別表 5 (第 4 条関係)

家畜の種類	家畜 1 頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼育する牛（340kgを超えるものに限る。）	5. 0 m ²
乳を生産することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	4. 0 m ² （繋ぎ飼いの場合にあつては 1. 8 m ² ）
繁殖の用に供することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	3. 6 m ² （繋ぎ飼いの場合にあつては 1. 8 m ² ）
馬（成畜に限る。）	1 3 m ²
めん羊（成畜に限る。）	2. 2 m ²
山羊（成畜に限る。）	2. 2 m ²
肉を生産することを目的として飼育する豚（40kgを超えるものに限る。）	1. 1 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼育する雌豚（成畜に限る。）	3. 0 m ²

(注)「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。
 「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を 1 頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表 6 (第 4 条関係)

--	--

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼育する牛（340kgを超えるものに限る。）	5. 0 m ²
乳を生産することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	4. 0 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼育する牛（成畜に限る。）	3. 6 m ²
馬（成畜に限る。）	1 3 m ²
めん羊（成畜に限る。）	2. 2 m ²
山羊（成畜に限る。）	2. 2 m ²
肉を生産することを目的として飼育する豚（40kgを超えるものに限る。）	1. 1 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼育する雌豚（成畜に限る。）	3. 0 m ²

注：「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表7 （第4条関係）

家畜又は家きんの種類	期 間
肉を生産することを目的として飼育する牛	1 2 カ月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間（6 カ月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6 カ月間）
乳を生産することを目的として飼育する牛び繁殖の用に供することを目的として飼育する雌牛	6 カ月間（有機畜産物の生産を開始する以前から有機畜産物の生産に係る農場に存在した牛にあっては、4 カ月間）
馬	1 2 カ月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間
めん羊	6 カ月間

山羊	6 カ月間
豚	6 カ月間
肉を生産することを目的として飼育する家きん	孵化後 3 日からと畜までの期間
卵を生産することを目的として飼育する家きん	6 週間

別表 8 (第 4 条関係)

家畜の種類	基 準
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の 10 % 未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌牛	一事業年度に平均経産頭数の 10 % 未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌馬	一事業年度に平均経産頭数の 5 % 未満の頭数であって未経産であること。
乳を生産することを目的として飼育する雌山羊	一事業年度に平均経産頭数の 10 % 未満の頭数であって未経産であること。
繁殖の用に供することを目的に飼育する雌豚	一事業年度に平均経産頭数の 20 % 未満の頭数であって未経産であること。

別表 9 (第 4 条関係)

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼育する牛	12 カ月齢未満であって、次のアからクまでのいずれかであること。 ア 黒毛和種であって体重が 310 kg 以下のもの イ 褐毛和種であって体重が 340 kg 以下のもの ウ 無角和種であって体重が 300 kg 以下のもの エ 日本短角種であって体重が 300 kg 以下のもの オ アンガス種又はヘレフォード種であって体重が 280 kg 以下のもの カ 雌を除くホルスタイン種であって体重が 310 kg 以下のもの キ ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が 310 kg 以下のもの

	ク アからキまでに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼育する雌牛	未経産のものであること。
繁殖の用に供することを目的として飼育する雌牛	未経産のものであること。
馬	12カ月齢未満であること。
めん羊及び山羊	5カ月齢未満であること。
豚	4カ月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼育する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼育する家きん	18週齢未満であること。

別表10 (第4条関係)

調整用等資材	基 準
次亜塩素酸ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸製剤	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。